

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

一	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）	1
二	中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）	3
三	中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）	5
四	登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）	8
五	旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）	10
六	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）	11
七	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）	13
八	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令（平成十八年政令第八十四号）	14
九	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三十九号）	16

改 正 案	現 行
<p>（事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）</p> <p>第五条の六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第十条の四第一項第四号に規定する政令で定める特定の事業は、特定旅館業（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第四条第二項の同意（同条第六項の変更の同意を含む。）を得た同条第一項に規定する外客来訪促進計画に定められた同項第二号に掲げる宿泊拠点地区の区域内において営まれる国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第七条第一項に規定する登録ホテル業及び同法第十八条第二項に規定する登録旅館業をいう。次項において同じ。）とする。</p> <p>5（略）</p> <p>（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）</p> <p>第二十七条の七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四十二条の七第一項第四号に規定する政令で定める事業は、物品賃貸業、旅館業、洗濯業、理容業、美容業、公衆浴場業、映画業、娯楽</p>	<p>（事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）</p> <p>第五条の六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第十条の四第一項第四号に規定する政令で定める特定の事業は、特定旅館業（外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第四条第二項の同意（同条第六項の変更の同意を含む。）を得た同条第一項に規定する外客来訪促進計画に定められた同項第二号に掲げる宿泊拠点地区の区域内において営まれる国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第七条第一項に規定する登録ホテル業及び同法第十八条第二項に規定する登録旅館業をいう。次項において同じ。）とする。</p> <p>5（略）</p> <p>（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）</p> <p>第二十七条の七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四十二条の七第一項第四号に規定する政令で定める事業は、物品賃貸業、旅館業、洗濯業、理容業、美容業、公衆浴場業、映画業、娯楽</p>

業、駐車場業、自動車整備業、情報サービス業及び広告業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）その他財務省令で定めるサービス業とし、同号に規定する政令で定める特定の事業は、特定旅館業（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第四条第二項の同意（同条第六項の変更の同意を含む。）を得た同条第一項に規定する外客来訪促進計画に定められた同項第二号に掲げる宿泊拠点地区の区域内において営まれる国際観光ホテル整備法第七条第一項に規定する登録ホテル業及び同法第十八条第二項に規定する登録旅館業をいう。次項において同じ。）とする。

5
5
14
(略)

業、駐車場業、自動車整備業、情報サービス業及び広告業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）その他財務省令で定めるサービス業とし、同号に規定する政令で定める特定の事業は、特定旅館業（外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第四条第二項の同意（同条第六項の変更の同意を含む。）を得た同条第一項に規定する外客来訪促進計画に定められた同項第二号に掲げる宿泊拠点地区の区域内において営まれる国際観光ホテル整備法第七条第一項に規定する登録ホテル業及び同法第十八条第二項に規定する登録旅館業をいう。次項において同じ。）とする。

5
5
14
(略)

改 正 案	現 行
<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二（第三項を除く。）並びに第四百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二（第三項を除く。）並びに第四百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限</p>

る。)を実施しないものに限る。以下同じ。)、旅行業者代理業(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。以下この号において同じ。)、通訳案内に関する事業(地域限定通訳案内士が行うものに限る。以下この号において同じ。))又は自動車販売事業であるもの(その組合員の資格として定款に定められる事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第三十一条各号に掲げるもの(旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業及び自転車販売事業を除く。))を含むもの及びその地区が都道府県の区域を超えるものを除く。)に関する国土交通大臣の権限に属する事務並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業又は自動車販売事業であるもの(その行う事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて同条各号に掲げるもの(旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業及び自動車販売事業を除く。))を含むものを除く。)に関する国土交通大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 (略)

2
2
4 (略)

る。)を実施しないものに限る。以下同じ。)、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業(地域限定通訳案内士が行うものに限る。以下この号において同じ。))又は自動車販売事業であるもの(その組合員の資格として定款に定められる事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第三十一条各号に掲げるもの(旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業及び自転車販売事業を除く。))を含むもの及びその地区が都道府県の区域を超えるものを除く。)に関する国土交通大臣の権限に属する事務並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業又は自動車販売事業であるもの(その行う事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて同条各号に掲げるもの(旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業及び自転車販売事業を除く。))を含むものを除く。)に関する国土交通大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 (略)

2
2
4 (略)

改 正 案

現 行

別表第一（第十一条、第十二条関係）

一〇九（略）

十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第三十一条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。））、旅行業者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。別表第二第二十号において同じ。））、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）及び自動車販売事業を除く。）

別表第三（第十二条関係）

一	（略）
二	（略）
三	（略）
四	（略）

別表第一（第十一条、第十二条関係）

一〇九（略）

十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第三十一条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。））を実施しないものに限る。））、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）及び自動車販売事業を除く。）

別表第三（第十二条関係）

一	（略）
二	（略）
三	（略）
四	（略）

五	その行う事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属する協業組合に関する権限（第十一條第一項の規定により都道府県知事が行うこととされるものを除く。）	協業組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四條第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）
---	---	--

別表第四（第十二条関係）

一	(略)	(略)
二	(略)	(略)
三	(略)	(略)
四	その資格事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属す	商工組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は

五	その行う事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属する協業組合に関する権限（第十條第一項の規定により都道府県知事が行うこととされるものを除く。）	協業組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四條第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）
---	--	--

別表第四（第十二条関係）

一	(略)	(略)
二	(略)	(略)
三	(略)	(略)
四	その資格事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属す	商工組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は

る商工組合（その地区が全国であるものを除く。）に関する権限（第十一条第二項の規定により都道府県知事が行うこととされるものを除く。）

地方運輸局長

る商工組合（その地区が全国であるものを除く。）に関する権限（第十条第二項の規定により都道府県知事が行うこととされるものを除く。）

地方運輸局長

改 正 案	現 行
<p>（旅行業又は旅行業者代理業の登録又は変更登録で課税するものの範囲）</p> <p>第二十四条 法別表第一第四百十二号(-)に規定する政令で定めるものは、 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条（登録）又は第六 条の四第一項（変更登録）の規定による旅行業の登録又は変更登録で、 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）第五条第一項（都 道府県が処理する事務）の規定により都道府県知事が行うこととされる 事務に係るもの以外のものとする。</p> <p>2 法別表第一第四百十二号(二)に規定する政令で定めるものは、旅行業法 第三条の規定による旅行業者代理業の登録で、旅行業法施行令第五条第 一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの以外 のものとする。</p> <p>（免許等の範囲）</p> <p>第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表 第一第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは(三)、第三十三号、第五十一号、第五 十二号、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号、第五十九号、第 六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十 五号、第九十二号、第九十六号(-)、第九十七号、第九十八号、第九十九 号(-)、第百号(四)、第百一号(三)を除く。)、第百二号(三)を除く。)、</p>	<p>（旅行業の登録又は変更登録で課税するものの範囲）</p> <p>第二十四条 法別表第一第四百十二号(-)に規定する政令で定めるものは、 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条（登録）又は第六 条の四第一項（変更登録）の規定による登録又は変更登録で、旅行業法 施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）第五条第一項（都道府県が 処理する事務）の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係 るもの以外のものとする。</p> <p>（免許等の範囲）</p> <p>第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表 第一第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは(三)、第三十三号、第五十一号、第五 十二号、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号、第五十九号、第 六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十 五号、第九十二号、第九十六号(-)、第九十七号、第九十八号、第九十九 号(-)、第百号(四)、第百一号(三)を除く。)、第百二号(三)を除く。)、</p>

第百三号、第百四号(一)から(三)まで、第百八号から第百十二号まで、第百二十号、第百二十一号、第百二十三号から第百二十六号まで、第百二十八号から第百三十五号まで又は第百三十七号から第百四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明とする。

第百三号、第百四号(一)から(三)まで、第百八号から第百十二号まで、第百二十号、第百二十一号、第百二十三号から第百二十六号まで、第百二十八号から第百三十五号まで又は第百三十七号から第百四十二号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明とする。

改 正 案	現 行
<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。以下この項において同じ。）に関する法第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二条の十五第四項及び第二十二條の二十二第二項において準用する第十八條第二項、第二十二條の二十三第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>2 〵 4 （略）</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業に関する法第二章（第十二條の三を除く。）、第二十二條の十五第四項及び第二十二條の二十二第二項において準用する第十八條第二項、第二十二條の二十三第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>2 〵 4 （略）</p>

○ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県が処理する事務等）</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間等設定改善実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 国土交通大臣の所管に属する事業（次に掲げるものに限る。）</p> <p>イ～二 （略）</p> <p>ホ 観光事業（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）</p> <p>（旅行業者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞留の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。）及び通訳案内に関する事業（その事業場の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けた地域限定通訳案内士のみにより行われるものに限る。）を除く。）</p>	<p>（都道府県が処理する事務等）</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間等設定改善実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 国土交通大臣の所管に属する事業（次に掲げるものに限る。）</p> <p>イ～二 （略）</p> <p>ホ 観光事業（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）</p> <p>（旅行業者代理業及び通訳案内に関する事業（その事業場の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けた地域限定通訳案内士のみにより行われるものに限る。）を除く。）</p>

2

(略) へ
夕

(略)

2

(略) へ
夕

(略)

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百十九（略）</p> <p>四百二十 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百十九（略）</p>

○ 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令（平成十八年政令第八十四号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令</p> <p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第一条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「法」という。）<u>第十六条</u>第一項の指定試験機関（以下単に「指定試験機関」という。）の指定は、国土交通省令で定めるところにより、同項の試験事務（以下単に「試験事務」という。）を行う者とする者の申請により行う。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第十七条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者</p> <p>（指定の取消し等）</p>	<p>外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令</p> <p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第一条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「法」という。）<u>第二十八</u>条第一項の指定試験機関（以下単に「指定試験機関」という。）の指定は、国土交通省令で定めるところにより、同項の試験事務（以下単に「試験事務」という。）を行う者とする者の申請により行う。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第二十九条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者</p> <p>（指定の取消し等）</p>

第五条 (略)

2 都道府県知事は、指定試験機関が次のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 法第十七条第二項若しくは第十九条の規定又は法第二十四条第一項において準用する通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第十二条第三項若しくは第十三条第四項の規定による命令に違反したとき。

二 法第十八条の規定又は法第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 法第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 六 (略)

(指定等の条件)

第六条 法第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第十八条の規定、法第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項の規定又は第四条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 (略)

第五条 (略)

2 都道府県知事は、指定試験機関が次のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 法第二十九条第二項若しくは第三十一条の規定又は法第三十六条第一項において準用する通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第十二条第三項若しくは第十三条第四項の規定による命令に違反したとき。

二 法第三十条の規定又は法第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 法第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 六 (略)

(指定等の条件)

第六条 法第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条の規定、法第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項の規定又は第四条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 (略)

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三十九号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第七十六条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令（平成十八年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第三項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。</p>	<p>（外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第七十六条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令（平成十八年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第三項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。</p>